

公的年金給付等受給証明書(児童扶養手当用)

【本人記入欄】

(公的年金給付等の支給機関の長)

様

右の者に係る下記事項について証明をお願いします。

平成 年 月 日

公的年金給付等の受給権者

住所

氏名

印

電話番号

代理人

公的年金給付等の

受給権者との続柄

()

住所

氏名

印

電話番号

本人が公的年金給付等を受給

本人氏名

受給者番号

児童が公的年金給付等を受給

児童氏名

受給者番号

【公的年金給付等の支給機関記入欄】

本人が公的年金給付等を受給	①氏名	②受給者番号			
	③公的年金給付等の種類	④支給開始月 (受給権発生月)		昭和・平成 年 月 月	昭和・平成 年 月 月
	⑤証明日現在の給付額(年額)	円	⑥左記の対象期間	平成 年 月 ~	
	⑦前払一時金の支給状況	前払一時金の支給額 (給付基礎日額)	(円)	前払一時金の支給月	平成 年 月
	⑧⑦以外による支給停止の状況 (有無及びその内容)	有・無	(内容)		
児童が公的年金給付等を受給	⑨児童氏名	⑩受給者番号			
	⑪公的年金給付等の種類	⑫支給開始月 (受給権発生月)		昭和・平成 年 月 月	昭和・平成 年 月 月
	⑬証明日現在の給付額(年額)	円	⑭左記の対象期間	平成 年 月 ~	
	⑮前払一時金の支給状況等	前払一時金の支給額 (給付基礎日額)	(円)	前払一時金の支給月	平成 年 月
	⑯⑮以外による支給停止の状況 (有無及びその内容)	有・無	(内容)		
上記のとおり相違ありません。(公的年金給付等の支給機関の長)					
平成 年 月 日 印					

備考

※本様式は裏面の別表2に掲げる前払一時金の規定により支払を受けている場合で、その受給状況を照会する場合に、適宜加工の上、使用してください。また、児童扶養手当の窓口において、受給者本人に対し本様式を交付する際には、証明が必要な事項等を説明してください。なお、労働者災害補償保険制度の年金については労働基準監督署の長による証明となります。

注意

【本人記入欄】について

- 1 「本人記入欄」のみ記入してください。「公的年金給付等の支給機関記入欄」は、公的年金給付等の支給機関において記入する箇所ですので、空欄としておいてください。
- 2 「公的年金給付等の受給権者」欄は、「本人が公的年金給付等を受給」の場合は本人の住所、氏名、電話番号を、「児童が公的年金給付等を受給」の場合は児童の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- 3 「代理人」欄は、「公的年金給付等の受給権者」欄に記入した方以外の方がその受給状況について証明依頼をする場合に、代理人の住所、氏名、電話番号及び公的年金給付等の受給権者との続柄を記入してください。この場合、運転免許証等、代理人自身の本人確認書類及び委任状等が必要となります。詳細につきましては公的年金給付等の支給機関にご確認ください。
- 4 公的年金給付等の受給状況に関する証明が必要な項目（「本人が公的年金給付等を受給」、「児童が公的年金給付等を受給」）のチェック欄に☑を記入し、それぞれ対象となる者の「氏名」及び各制度における「受給者番号」に相当する記号番号を記入してください。なお、労働者災害補償保険制度の年金である場合には、「受給者番号」欄には「年金証書番号(11桁)」を記入してください。また、「本人」とは児童扶養手当の申請者(又は受給者)をいい、「児童」とは児童扶養手当の対象児童をいいます。
- 5 「公的年金給付等を受給」とは、公的年金については公的年金を受けることができることをいい、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

【公的年金給付等の支給機関記入欄】について

- 1 ③及び⑪の欄の「公的年金給付等の種類」は、別表1の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。
- 2 ④及び⑫の欄の「支給開始月」とは、公的年金給付等の支給が開始された月をいいます。また、「受給権発生月」は請求を行った場合に当該受給権が発生した月をいい、その翌月分から公的年金給付等が支給されます。
- 3 ⑤及び⑬の欄の「証明日現在の給付額(年額)」は、以下にご留意ください。
 - (1) 別表2に掲げる前払一時金の支払いが行われたときは、その年金の支給は停止されていないものとみなすことから、停止前の額(年額)を記入してください。
 - (2) 公的年金給付等の支給において、過払いが発生し内払調整が行われている場合には、内払調整前の額を記入してください。
 - (3) 他の公的年金給付等との併給調整により減額されている場合は、減額後の公的年金給付等の額を記入してください。
- 4 ⑥及び⑭の欄の「左記の対象期間」は、証明日現在の給付額(年額)の支給が開始された月を記入してください。
- 5 ⑦及び⑮の欄の「前払一時金の支給状況等」は、それぞれ「前払一時金の支給額(給付基礎日額)」、「前払一時金の支給月」を記入してください。
- 6 ⑧及び⑯の欄の「支給停止の状況(有無及びその内容)」は、⑦及び⑮以外による支給停止の有無を記入してください。また、その内容(支給停止の事由、支給停止額、支給停止期間等)について記入してください。
- 7 備考欄は、年度の途中で給付額等が変更となることが予定されている場合等に、その旨及びその内容を記入してください。

(別表1)

公 的 年 金 の 種 類	イ 船員保険の年金 ロ 労働者災害補償保険の年金 ハ 国家公務員災害補償制度の年金 ニ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 ホ 地方公務員災害補償制度の年金
---------------------------------	--

(別表2)

前 払 一 時 金 の 規 定	イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)附則第5条第4項に規定する障害前払一時金及び遺族前払一時金 ロ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)附則第59条第3項に規定する障害補償年金前払一時金 又は第60条第3項に規定する遺族補償年金前払一時金 ハ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)附則第10項に規定する障害補償年金前払一時金 又は第14項に規定する遺族補償年金前払一時金 ニ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)附則第5条の3第3項に規定する障害補償年金前払一時金 又は第6条第3項に規定する遺族補償年金前払一時金 ホ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)附則第1条の3第5項に規定する障害補償年金前払一時金又は第2条第4項において準用する同令附則第1条の3第5項に規定する遺族補償年金前払一時金
--------------------------------------	---